

創業支援

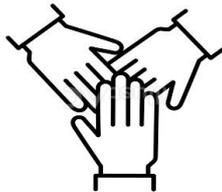
～中小企業診断士による経営相談サービス～

# けんしんビジネスパートナーシップ

KBP

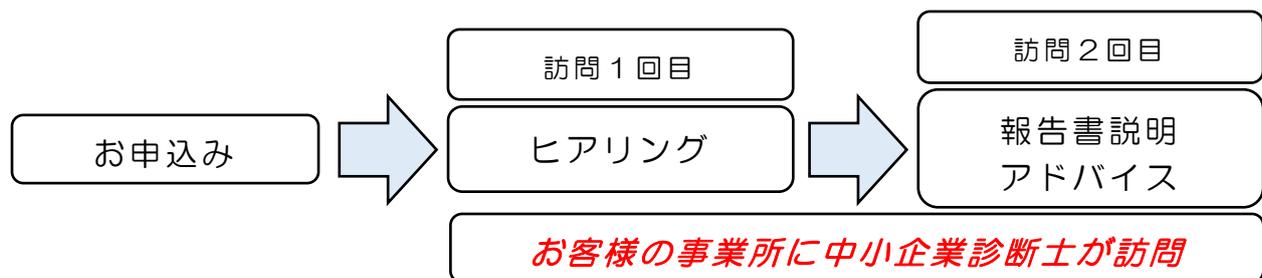


聖籠町商工会



聖籠町と新潟県信用組合は、令和5年3月1日締結の包括連携協定に基づき、新たな取組みとして、聖籠町で事業を創業される方々を対象に、無償で中小企業診断士（外部専門家）による経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」（KBP）の支援を行います。また、本件は聖籠町商工会とも連携し、三位一体となって聖籠町における地域経済の活性化を推進するものです。

## ➤けんしんビジネスパートナーシップ（KBP）とは？

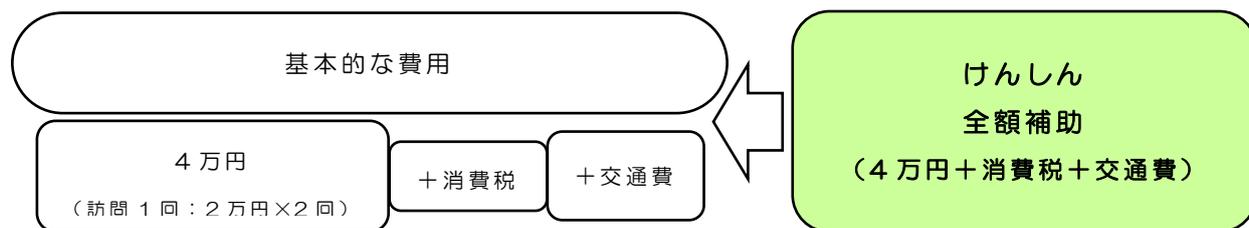


中小企業診断士がお客様の事業所を訪問し、事前にいただいた創業関連の資料（事業計画書・数値計画）、開業後の実績数値、その他情報等、お客様とのヒアリングをもとに、経営に関するアドバイスを行います。訪問1回目はヒアリング、訪問2回目は報告書をもとに経営に関するアドバイスの実施となります。創業・販路開拓・人材育成・経営財務等、お客様の今後の発展に向けてぜひご活用ください。

## ➤KBP 対象要件について

- (1) 「聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金」をご利用の方。
- (2) 上記（1）の条件を満たす方で、当組合の窓口にて（1）に係る創業関連融資の申込みを行い、借入を実行した方。

## ➤費用について



本来、お客様が派遣された中小企業診断士に支払う基本的な費用は、4万円（訪問1回につき2万円で2回の訪問を実施）+消費税+交通費となります。

本件では、聖籠町で創業される皆様の健全なる発展のため、新潟県信用組合が全額補助を行います。ぜひご相談・ご利用ください。

## ➤KBP 支援内容と実施時期について

**支援内容** 上記要件を満たす創業者に対し、KBP費用を全額無料とします。

**実施時期** 当組合からの創業融資実行後となります。

※専門家（診断士）派遣のタイミングはお客様の意向を踏まえ決定いたしますが、原則として融資実行後から3年以内とさせていただきます。

## ➤その他

(1) 本 KBP 支援は年間（4/1～翌年 3/31 まで）5 事業者の利用を上限とします。

## ➤聖籠町からの創業支援内容について

(1) 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金

聖籠町で新たに起業・創業を予定している方、または起業・創業の日から6ヶ月を経過しない小規模企業者で、起業・創業に係る補助対象経費総額の1/2以内を補助金として支給します。(法人設立による場合は300千円、それ以外は100千円を限度とする)

【詳しくは聖籠町役場：産業観光課へお問い合わせください】

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町役場 産業観光課 (0254)-27-2111 FAX(0254)-27-2119

e-mail : [sankan@town.seiro.niigata.jp](mailto:sankan@town.seiro.niigata.jp)

詳しくはけんしん窓口・営業担当にお問い合わせください。



取扱店

電話番号

新潟県信用組合

担当

<https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

(令和8年2月24日現在)